様式２号

公社収穫事業に係る専門班設置に関する協定

　公益社団法人島根県林業公社（以下「甲」という。）と○○会社（以下「乙」という。）は、公社収穫事業に係る専門班設置に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は甲乙相互の連携により、公社収穫事業の計画的な推進及び原木生産の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　公社収穫事業に係る専門班（以下「専門班」という。）とは、乙が設置する別添の作業班のことをいう。

（事業計画の作成）

第３条　乙は甲と協議のうえ、専門班の事業計画を作成し、甲に届け出るものとする。

（甲の責務）

第４条　甲は、専門班が行う収穫事業の円滑な実施に必要な支援に努めるものとする。

（乙の責務）

第５条　乙は、専門班の労務・工程管理を適切に行い、事業計画の確実な履行に努めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から５年間とする。但し、有効期間満了までに甲又は乙から解約の申出がない限り、協定の効力をさらに５年間延長する。

（協定の変更・解約）

第７条　甲又は乙のいずれかが、協定の変更又は解約を申し出たときは、甲乙協議のうえ、協定の変更又は解約を行うことができるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙署名のうえ、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

甲　島根県松江市黒田町４３２番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人島根県林業公社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　松　尾　秀　孝

乙　○

　　○

　　○